

廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する実施要領

平成16年8月4日

岐阜県森林施業協議会

第1 目的

岐阜県森林施業協議会（以下「協議会」と言う。）会員事業所の社員が通常業務の範囲内において、不法投棄と思われる廃棄物等を発見した場合、関係機関に速やかに情報提供し、県民の安全快適な生活環境を保持することを目的とする。

第2 情報提供の範囲

情報提供の範囲は、協議会会員の社員の通常業務中に確認した範囲とする。

第3 情報提供の方法

協議会会員事業所の社員は、通常業務の範囲内において不法投棄と思われる廃棄物等を発見した場合には、別記様式により情報提供責任者を經由して最寄りの市町村担当部局（別紙情報提供先一覧参照）に情報を提供するものとする。但し、緊急を要すると判断した場合は、発見者が直接電話等により最寄りの市町村担当部局に情報を提供することが出来るものとする。

第4 情報提供先

別記情報提供先一覧による、最寄り市町村担当部局とする

第5 情報提供責任者の設置

協議会会員の事業所毎に情報提供の責任者を設けるものとする。

第6 車両ステッカーの設置

抑止効果を目的に、業務用車両に協議会が定めたステッカーを設置するものとする。

第7 秘密の保持

情報の提供を受けた関係機関は、情報提供者の会社名、職氏名を漏らしてはならない。

別記様式

F A X 送 信 票

平成 年 月 日

送信先

市・町・村 課

送信者	会社名	
	責任者	
	TEL	
	FAX	

不法投棄情報

発見日時	平成	年	月	日	時	分頃
------	----	---	---	---	---	----

不法投棄の場所	
不法投棄された	<p style="text-align: center;">町 大字 字 地番</p> <p style="text-align: center;">(字・地番等が特定できない場合は記入)</p>

廃棄物の種類及 び量等	
----------------	--

ステッカー

